

細則 4－8 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の自主保安基準

定める必要がある施設	電気機械器具等の使用について、所要の条件を満たし、危政令第 24 条第 13 号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」に該当しないものとする製造所又は一般取扱所
------------	---

第 1 総則

当所において電気機械器具等を使用する場合の安全対策は、本編及び関係する細則によるほか、第 2 で定める「電気機械器具等を使用する場合の安全対策に係る基準」に基づき行うものとする。

第 2 電気機械器具等を使用する場合の安全対策に係る基準

- 1 非危険場所に入出入りする者が次の事項を遵守するものとする。
- (1) 非危険場所において電気機械器具等（防爆構造を有するもの及び携帯できないものを除く。）を使用する時は、次の要件を満たす可燃性蒸気等の検知器を携帯し、当該検知器を常時稼働させることで安全を確認するものとする。
- ア 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の検知が可能なものとする。
- イ 評価箇所の環境（気温、湿度等）において使用が可能なものとする。
- ウ 評価箇所において滞留することが想定される可燃性蒸気等の 0.1%LEL 以下の精度での測定及び記録が可能なものとする。
- エ 防爆構造を有するものとする。
- オ 落下防止措置を講じたものとする。
- (2) 危険物の漏えい事故を発見した場合又は非危険場所において 25.0%LEL 以上の可燃性蒸気等が検知された場合は、直ちに、電気機械器具等の電源を遮断し、安全な場所へ当該電気機械器具等を退避させる措置等をとること。なお、退避等については次の事項に留意するものとする。
- ア 退避場所は、危険物施設の施設外又は危険物施設の施設内で事故等が起きた際の評価において可燃性蒸気等の濃度が 25.0%LEL 未満であると認められる場所であるものとする。また、退避場所が複数ある場合は、非危険場所ごとに適切な退避先を事前に決定するものとする。
- イ 退避経路について事前に確認するものとする。
- ウ 退避後は、必要な連絡又は通報等を行い、安全が確認できるまでは、当該電気機械

器具等を退避場所以外の場所に持ち込まないものとする。

エ 退避場所において当該電気機械器具等を使用する場合は、(1)の可燃性蒸気等の検知器を常時稼働させることで安全を確認するものとする。

2 1に定める事項の具体的な内容について十分な教育訓練を受けた者以外の者が電気機械器具等を携帯した状態で非危険場所に入ることを禁止するものとする。

3 非危険場所において携帯できない電気機械器具等（防爆構造を有するものを除く。）を使用するときは、次の要件を満たすものとする。

(1) 当該電気機械器具等に1(1)アからウまでの要件を満たす可燃性蒸気等の検知器が内蔵され、又は取り付けられていること。

(2) (1)の可燃性蒸気等の検知器により 25.0%LEL 以上の可燃性蒸気等が検知された場合は、直ちに、当該電気機械器具等（非防爆構造の可燃性蒸気等の検知器を含む。）の電源を遮断する機能等を有すること。

4 その他